

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）

新旧対照表

（案）

目 次

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 3 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第 5 節	地震、津波の想定	3

第 2 章 災害予防計画

第 4 節	避難対策計画	4
第 13 節	地盤災害予防計画	6

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制計画	7
第 2 節	津波警報・地震情報等の伝達計画	8
第 16 節	医療・保健計画	11

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-1	<p style="text-align: center;">第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。</p> <p>なお、この計画は、本県における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、<u>31年度に国の地震調査研究推進本部が実施</u>）や県が実施した津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）や<u>三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）</u>を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。</p> <p>なお、この計画は、本県における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、<u>30年度に国の地震調査研究推進本部が実施</u>）や県が実施した津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
<p>2-1-2</p> <p>2-1-3</p> <p>2-1-5</p> <p>2-1-7</p>	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="272 349 852 591"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="272 680 852 1003"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)盛岡支店 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)	[略]		機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]	[略]		独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所		<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="884 349 1463 591"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="884 680 1463 1003"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)	[略]		機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]	[略]		独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	[略]
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)																																					
[略]																																						
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]																																					
[略]																																						
独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所																																						
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)																																					
[略]																																						
機関名	業務の大綱																																					
[略]																																						
日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]																																					
[略]																																						
独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	[略]																																					
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>																																					

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-12	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震、津波の想定の基本的な考え方</p> <p>[略]</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地地震(※)、火山噴火等による潮位変化(※)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>[略]</p> <p>※ 火山噴火等による潮位変化とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による潮位変化(防災対応上「津波」と呼称)のこと。2022年(令和4年)1月16日に本県に津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震、津波の想定の基本的な考え方</p> <p>[略]</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地津波(※)、火山噴火等による津波(※)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>[略]</p> <p>※ 火山噴火等による津波とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による津波のこと。2022年(令和4年)1月16日に本県に津波警報が発表されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-8	<p style="text-align: center;">第4節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画 [略]</p> <p>○ 市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による潮位変化に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画 [略]</p> <p>○ 市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画 [略]</p>
2-2-10	<p>第3～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ 津波に対する正しい知識を身につける。</p> <p>ア 津波は、<u>大きな地震</u>のときだけ来るとは限らない。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による潮位変化により津波が発生する可能性もある。</p> <p>[略]</p> <p>○ 次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。</p> <p>ア 強い<u>地震</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>地震</u>を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき</p> <p>[略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ 次の場合は、直ちに津波に備えた措置をとる。</p> <p>ア 強い<u>地震</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>地震</u>を感じなくても、大津波警報、津</p>	<p>第3～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ 津波に対する正しい知識を身につける。</p> <p>ア 津波は、<u>大きな揺れを伴う地震</u>のときだけ来るとは限らない。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波津波や遠地津波、火山噴火等により津波が発生する可能性もある。</p> <p>[略]</p> <p>○ 次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。</p> <p>ア 強い<u>揺れ</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>揺れ</u>を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき</p> <p>[略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ 次の場合は、直ちに津波に備えた措置をとる。</p> <p>ア 強い<u>揺れ</u>を感じたとき</p> <p>イ 弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>ウ <u>揺れ</u>を感じなくても、大津波警報、津</p>

	<p>波警報又は津波注意報が発表されたとき</p>	<p>波警報又は津波注意報が発表されたとき</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 現状に合わせた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-34	<p>第13節 地盤災害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 宅地防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、<u>宅地造成等規制法</u>に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。 ○ 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。 <p>[がけ地近接等危険住宅移転事業の状況 資料編2-9-5]</p> <p>[<u>宅地造成等規制区域</u>の範囲 資料編2-9-9]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 <p>[略]</p>	<p>第13節 地盤災害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 宅地防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。 ○ 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。 <p>[がけ地近接等危険住宅移転事業の状況 資料編2-9-5]</p> <p>[宅地造成工事規制区域の範囲 資料編2-9-9]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 <p>[略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 1～8 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 1～8 [略]</p> <p>9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																													
2-3-16	第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画																																													
	第1～第2 [略]	第1～第2 [略]																																													
2-3-17	第3 実施要領	第3 実施要領																																													
	1 津波警報等の種類及び伝達	1 津波警報等の種類及び伝達																																													
	(1) 地震動の種類及び伝達	(1) 地震動の種類及び伝達																																													
	ア 緊急地震速報（警報）	ア 緊急地震速報（警報）																																													
	○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。	○ 気象庁は、 <u>最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域</u> に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。																																													
	○ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。	○ 震度6弱以上 <u>または長周期地震動階級4</u> の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。																																													
	○ [略]	○ [略]																																													
	イ 地震情報の種類と内容	イ 地震情報の種類と内容																																													
	○ 国、県及び市町村は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。	○ 国、県及び市町村は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>設置基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合を除く）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	設置基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合を除く）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加え、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加え、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）	遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。	推計震度	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、
種類	設置基準	内容																																													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																													
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合を除く）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																																													
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																													
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。																																													
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																													
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。																																													
種類	発表基準	内容																																													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																													
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																													
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加え、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																																													
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）																																													
遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。																																													
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。																																													
推計震度	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、																																													
2-3-18																																															

	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページに掲載)。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

ウ 地震活動に関する解説情報等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

[略]

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

[略]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	[略]	[略]	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が
津波警報	予想される	[略]	[略]	標高の低いところでは津波が

分布図	250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
-----	----------------------------------

ウ 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時(遠地地震による発表を除く) ・岩手県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1〜2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
月間地震概況	・定期(毎月)	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

[略]

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

[略]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	[略]	[略]	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される	[略]	[略]	標高の低いところでは津波が

	津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合			襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川谷にいたる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。												
	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	[略]	[略]	[略]												
2-3-22	<p>[略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報・津波警報 津波注意報</td> <td>気象庁</td> <td>津波警報等伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。</td> </tr> <tr> <td>津波に関する情報</td> <td>気象庁</td> <td>地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。</td> </tr> <tr> <td>地震に関する情報</td> <td>気象庁本庁等</td> <td>地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。</td> </tr> </tbody> </table>				種類	発表機関	伝達系統	大津波警報・津波警報 津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。	津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。	地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。
種類	発表機関	伝達系統														
大津波警報・津波警報 津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。														
津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。														
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。														
	津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合			襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川谷にいたる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。												
	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	[略]	[略]	[略]												
	<p>[略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報・津波警報 津波注意報</td> <td>気象庁本庁等</td> <td>津波警報等伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。</td> </tr> <tr> <td>津波に関する情報</td> <td>気象庁本庁等</td> <td>地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。</td> </tr> <tr> <td>地震に関する情報</td> <td>気象庁本庁等</td> <td>地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。</td> </tr> </tbody> </table>				種類	発表機関	伝達系統	大津波警報・津波警報 津波注意報	気象庁本庁等	津波警報等伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。	津波に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。	地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。
種類	発表機関	伝達系統														
大津波警報・津波警報 津波注意報	気象庁本庁等	津波警報等伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。														
津波に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。														
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。														
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>															

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-51	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</p> <p>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の応援要請を行う。</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療<u>福祉</u>活動チームの派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</p> <p>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	